

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月24日
【計算期間】	第3特定期間（自 平成20年8月9日 至 平成21年2月9日）
【ファンド名】	T O P I X業種別指数参照デリバティブ投信0710
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	長谷 俊一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2871
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 目的

当ファンドは、TOPIXの3つの業種別指数、「TOPIX銀行業指数」、「TOPIX輸送用機器指数」、「TOPIX情報・通信業指数」の水準により利子および償還価格が変動する性格を有する社債（「TOPIX業種別指数参照債」といいます。）を主要投資対象とし、信託期間中の定期的な収益分配を目指しつつ、一定条件のもとに元本を確保することを目標に運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。
（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型		不動産投信	
		その他資産	
		()	特殊型（条件付 運用型）
	内 外	資産複合	

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
	年2回	日本	
	年4回	北米	条件付運用型
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	
その他債券 ※ クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ロング・ショート型／ 絶対収益追求型
		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	その他 ()
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※投資収益は実質的にT O P I X業種別指数の水準に応じて決まりますが、組入れている資産そのものは債券です。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

債券 その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年12回…目論見書又は投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

特殊型

条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

※上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

③ 信託金限度額

210億円を限度とします。

④ ファンドの特色

《 1 》主要投資対象

T O P I Xの3つの業種別指数の水準により利子および償還価格が変動する性格をもつ社債『T O P I X業種別指数参照債』を主要投資対象とします。

- ・ ビー・エヌ・ピー・パリバアービトラージイシュアンスB V〔注1〕（BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V.）が発行する社債を主要投資対象とし、当該債券を高位に組入れます。

〔注1〕 ビー・エヌ・ピー・パリバアービトラージイシュアンスB V（BNP Paribas Arbitrage Issuance B.V.）は、デリバティブを証券化した債券、ワラント、証券等の発行および保有を専門的に行うビー・エヌ・ピー・パリバグループの会社です。

- ・ 参照する3つの業種別指数は、T O P I X銀行業指数、T O P I X輸送用機器指数、T O P I X情報・通信業指数です。

- ・ 『T O P I X業種別指数参照債』は、期間約2年の社債で、3指数の水準により、利子および償還

価格が変動します。当該債券の残存期間中の価格は、国内金利の水準等によっても変動します。よって、この投資信託の基準価額は、当該3指数の水準や国内金利の水準等により変動します。

- 『T O P I X業種別指数参照債』は、当該3指数の水準によっては、満期到来以前に債券額面金額を確保して早期繰上償還となる性格を有しています。早期繰上償還が実現した場合、この投資信託は、原則として所定の期日に元本を確保して早期繰上償還となります。
- ただし、信託期間における基準価額は当該指数のパフォーマンスを反映するものではありません。

東証業種別株価指数 (銀行業)

東証第一部の銀行業の推移を表す業種別の株価指数です。基準日(1992年1月6日)の時価総額を1,000として算出される時価総額加重平均指数です。

東証業種別株価指数 (輸送用機器)

東証第一部の輸送用機器業の推移を表す業種別株価指数です。基準日(1968年1月4日)の時価総額を100として算出される時価総額加重平均指数です。

東証業種別株価指数 (情報・通信業)

東証第一部の情報・通信業の推移を表す業種別株価指数です。基準日(1968年1月4日)の時価総額を100として算出される時価総額加重平均指数です。

《2》ファンドの信託期間

信託期間約2年の単位型投資信託です。

- 当ファンドの信託期間は、2007年10月29日（信託設定日）から2009年11月9日（満期償還日）までの約2年です。
- 2008年5月8日以降、3ヵ月毎に所定の条件のもとで早期繰上償還する場合があります。
- 信託期間は、最短で約6ヵ月、最長で約2年です。

《3》収益分配

収益分配は原則として年4回（3ヵ月毎）、信託期間中最大7回の収益分配を目指します。2月、5月、8月、11月の各決算日（8日。休業日の場合は翌営業日）に収益分配を目指します。

〔目標収益分配金額〕

- 収益分配金は、第1回（信託設定後から約3ヵ月後の決算期日（2008年2月8日））に、1口当たり825円（1口当たり1万円／課税前）の固定分配の実施を目指します。第2回以降は変動分配とします。（ただし、収益分配を行わない場合があります。）
- 信託設定後から約6ヵ月後の決算期日（2008年5月8日）以降、約3ヵ月毎の決算期日において、次に挙げる所定の方法により算出した値（単位：%）を、料率として元本に乗じた額を収益分配金（1口当たり1万円／課税前）として、分配の実施を目指します。ただし、償還時（満期、早期繰上）には収益分配はおこなわず、収益分配金相当額は償還価額に含まれます。

信託設定後 約6ヵ月後 以降の収益分配金【変動・約3ヵ月毎・1口当たり・課税前】

元本に対し 〔『参照指数』の(X)〔注1〕－100〕%

【カッコ内がゼロ未満の値となる場合は0とします。】

〔注1〕『参照指数』とは、『T O P I X銀行業指数』、『T O P I X輸送用機器指数』、『T O P I X情報・通信業指数』の3指数のうち、各々の『スタート水準』〔注2〕を100として各々の『参照期間の水準』〔注3〕を指数化した値（X）が、第3位となる指数をいいます。

〔注2〕『スタート水準』とは、原則として、2007年10月29日から同11月2日の5営業日間において、3つの業種別指数に関し各々算出される終値ベースの平均値（小数点以下第3位を四捨五入）をいいます。

〔注3〕『参照期間の水準』とは、原則として、組入れる『T O P I X業種別指数参照債』の利払日、すなわち毎年2月、5月、8月および11月における各2日（当該日が国内の銀行、証券会社または金融商品取引所の休業日となる場合には前営業日）の各々9営業日前から5営業日前の期間において、3つの業種別指数に関しそれぞれ算出される終値ベースの平均値（小数点以下第3位を四捨五入）をいいます。

《4》早期繰上償還

収益分配金（課税前）の累計額が1口あたり1,000円を超えた場合、元本を確保して早期繰上償還します。

- 第1回の収益分配金が825円程度となり、第2回以降の収益分配金の累計額が175円以上となる場合には、早期繰上償還します。（ただし、早期繰上償還時の収益分配金は、償還価額に含まれます。）
- 収益分配金は、「参照指数」の「参照期間の水準」が「スタート水準」を上回った場合に支払われます。
- 信託期間における支払い収益分配金の累積金額と償還日の収益分配金相当額の合計金額が1口当たり1,000円（課税前）となった場合、当該決算期日をもって、元本を確保して早期繰上償還となります。
- 元本を確保しての早期繰上償還が実現した場合の償還価額（課税前）は、原則として、確保された元本（1口＝1万円）に収益分配金相当額を加算した額となります。その場合の収益分配金相当額には、上限はありません。

- ・ 早期繰上償還の実現の可否は、主に3指数の動向等に依存するため、当該償還は、信託設定後から約6ヵ月後の決算期日以降、約3ヵ月毎の決算期日のいずれかにおいて実現する可能性があります。信託期間中、早期繰上償還の実現の可否を参照する機会は、最大6回あります。また、信託期間において収益分配を行わない場合もあり、当該期中の収益分配金額の累積実績によっては、元本を確保しての早期繰上償還が実現せず、満期償還を迎える可能性もあります。

《5》満期償還

満期償還価額は、満期償還時期の相場環境により変動します。

- ・ 満期償還価額は、当ファンドが参照する3つの業種別指数の水準によって、当初元本を上回る場合と下回る場合があります。
- ・ 信託期間中に早期繰上償還しない場合、当ファンドは2009年11月9日に満期償還を迎えます。
- ・ 償還価額は、「参照指数」の「ゴール水準」と「スタート水準」を比べて算出されます。
- ・ 満期償還価額の目標は、原則として下記の条件により決定されます。

満期償還時の償還価額（1口当たり・課税前）の目標	
『ゴール時の参照指数』の（Y） ^{〔注1〕} ≥ 100	10,000円 + 収益分配金相当額 【課税前】
『ゴール時の参照指数』の（Y） ^{〔注1〕} < 100	10,000円 × （Y） ÷ 100 【元本割れ】

- ・ 『ゴール時の参照指数』の（Y）の値が100以上の場合の収益分配金相当額の目標は、以下の通りです。

収益分配金相当額の目標【変動・1口当たり・課税前】
元本に対し 〔『ゴール時の参照指数』の（Y） ^{〔注1〕} - 100〕 % 【カッコ内がゼロ未満の値となる場合は0とします。】

〔注1〕 『ゴール時の参照指数』とは、『TOPIX銀行業指数』、『TOPIX輸送用機器指数』、『TOPIX情報・通信業指数』の3指数のうち、各々の『スタート水準』を100として各々の『ゴール水準』〔注2〕を指数化した値（Y）が、第3位となる指数をいいます。

〔注2〕 『ゴール水準』とは、原則として、2009年10月20日から同26日の間の5営業日において、3つの業種別指数に関し、各々算出される終値ベースの平均値（小数点以下第3位を四捨五入）をいいます。

《当ファンドのスケジュール》

- ・ 下記スケジュールは、2007年10月現在のカレンダーを基に作成されており、将来金融機関の営業日に変更があった場合は、変更されることがあります。
- ・ 参照期間内における各営業日の終値。
- ・ 下図に示す「決算日」は、収益分配を目指す決算日のみです（決算は毎月行います。）。



《用語解説》

スタート水準	TOPIX銀行業指数 320.78 TOPIX輸送用機器指数 2,841.89 TOPIX情報・通信業指数 1,905.29 2007年10月29日から11月2日の間の5営業日におけるTOPIXの3つの業種別株価指数の終値の各々の平均値（小数点以下第3位を四捨五入）をいいます。
参照期間の水準	原則として、組入れる「TOPIX業種別指数参照債」の利払日（毎年2月、5月、8月、11月における各2日（休業日の場合は前営業日））の9営業日前から5営業日前の期間におけるTOPIXの3つの業種別株価指数終値の平均値（小数点以下第3位を四捨五入）をいいます。
ゴール水準	原則として、2009年10月20日から10月26日の間の5営業日におけるTOPIXの3つの業種別株価指数の終値の各々の平均値（少数以下第3位を四捨五入）をいいます。

参照指数	「TOPIX銀行業指数」、「TOPIX輸送用機器指数」および「TOPIX情報・通信業指数」のうち、「スタート水準」を基に算出したパフォーマンスが相対的に小さい指数をいいます。
------	---

上記スタート水準、参照期間の水準、ゴール水準、および償還時（早期繰上、満期）における償還価額の目標は、委託会社が合理的判断に基づいて算出するもので、その合理的判断は、主要投資対象とする債券の発行者が別に定める発行条件を基に決定されます。

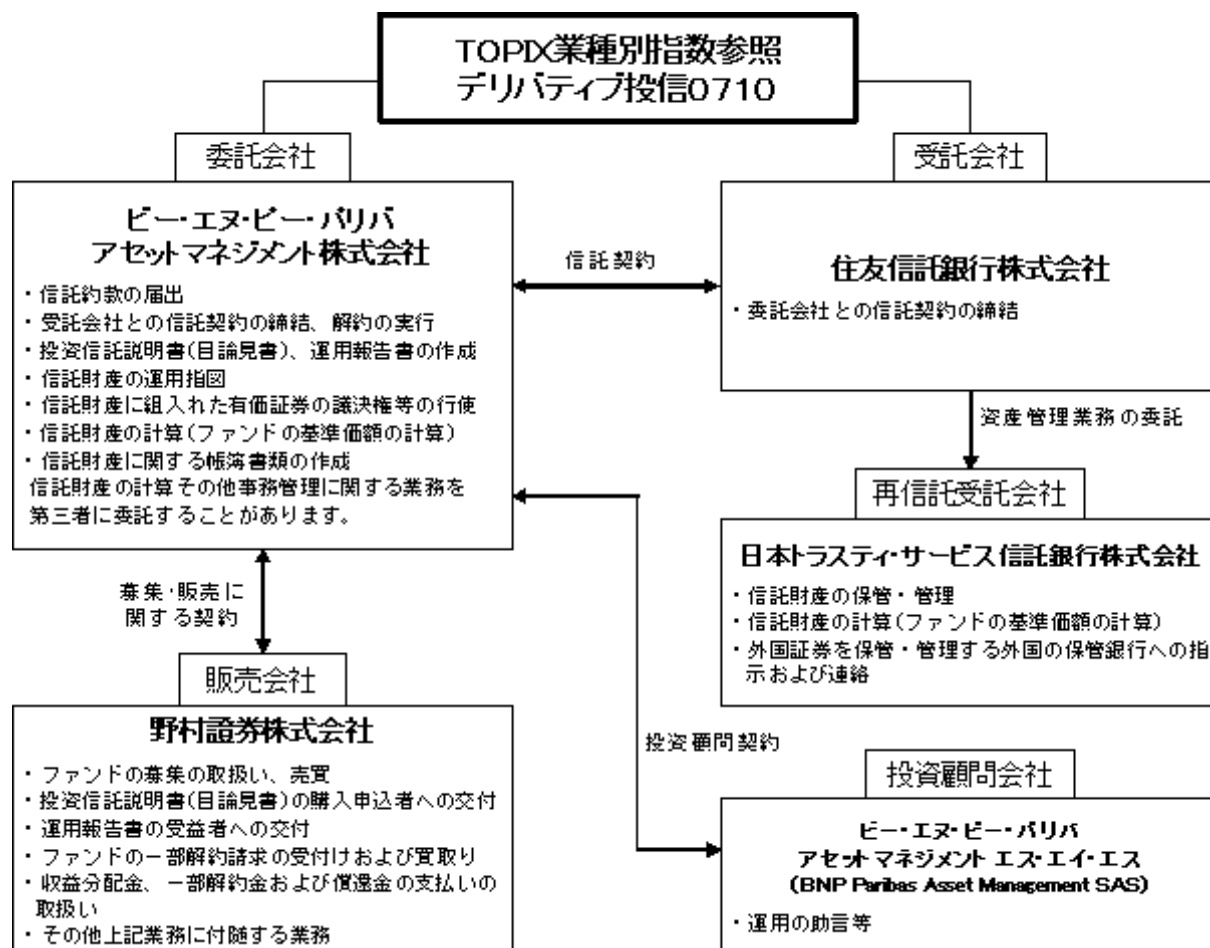
（２）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの流れ



b. ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
委託会社 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
受託会社 住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
再信託受託会社 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
投資顧問会社 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス (BNP Paribas Asset Management S.A. S)	運用に関する助言等を行います。
販売会社 野村證券株式会社	当ファンドの販売会社として、募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付および買取り、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。



*信託契約（証券投資信託契約）

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社に対する投資助言に関する事項が定められています。

c. 委託会社の概況（2009年3月末現在）

① 資本金 4億5,000万円

- ② 沿革
 平成10年11月9日 会社設立
 平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
 平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録
 平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
 平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
 平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
- ③ 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	4,500株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、信託期間中の定期的な収益分配を目指しつつ、一定条件のもとに元本を確保することを目標に運用を行います。

b. 主要投資対象

当ファンドは、原則として「T O P I X業種別指数参照債」を主要投資対象とします。

c. 投資態度

- ①この投資信託は、「T O P I X銀行業指数」、「T O P I X輸送用機器指数」、「T O P I X情報・通信業指数」の水準により利子および償還価格が変動する性格を有する「T O P I X業種別指数参照債」に主に投資します。
- 「T O P I X業種別指数参照債」は、ビー・エヌ・ピー・パリバによる債務保証が付与されています。
 - 「T O P I X業種別指数参照債」は、期間約2年の社債で、3指数の水準により、利子および償還価格が変動します。当該債券の残存期間中の価格は、国内金利の水準等によっても変動します。よって、この投資信託の基準価額は、当該3指数の水準や国内金利の水準等により変動します。
 - 「T O P I X業種別指数参照債」は、当該3指数の水準によっては、満期到来以前に債券額面金額を確保して早期繰上償還となる性格を有しています。早期繰上償還が実現した場合、この投資信託は、原則として所定の期日に元本を確保して早期繰上償還となります。
- ②原則として、年4回収益分配を行います。
- 年12回（毎月8日、ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）の決算のうち、毎年4回、すなわち2月、5月、8月および11月の各8日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として収益分配を行います。
 - 2008年2月の決算日に、原則として一定額の収益分配を行います。
 - 2008年5月の決算日以降は、原則として参照指数の水準に応じて収益分配を行います。
- ③一定の条件により、元本を確保して早期繰上償還する場合があります。
- 信託期間における収益分配金の累積金額が所定の水準以上の額となった場合、原則として、当該決算期の決算日をもって、元本を確保して早期繰上償還となります。
 - 信託期間において収益分配を行わない場合もあるため、当該期中の収益分配金の累積金額によっては、早期繰上償還を行わず、満期償還を迎える可能性もあります。
 - 信託期間中、早期繰上償還が実現しなかった場合、所定の期日（2009年11月9日）に満期償還を迎えます。
- ④この投資信託は、ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントエス・エイ・エスから運用に関する助言等を受けます。
- ⑤この投資信託に関する収益分配金額や償還価額等の水準は、主要投資対象とする「T O P I X業種別指数参照債」の発行者が別に定める発行条件に従いながら、委託者が合理的判断をもって設定します。
- （注）
- T O P I X銀行業指数は、東証第一部の銀行業のパフォーマンスを表わす業種別の時価総額加重平均株価指数。同指数は33業種で構成されるT O P I X（東証株価指数）のサブインデックスの一つ。基準日1992年1月6日の時価総額を1,000として算出。
 - T O P I X輸送用機器指数は、東証第一部の輸送用機器セクターのパフォーマンスを表わす業種別株価指数。1968年1月4日を基準日とし、その時価総額を100として算出される時価総額加重平均指数。
 - T O P I X情報・通信業指数は、東証第一部の情報・通信業のパフォーマンスを表わす業種別株価指数。1968年1月4日を基準日とし、この日の時価総額を100として算出される時価総額加重平均指数。

4. T O P I Xの業種別指数に関し修正または変更が生じた場合、インデックスの消滅等の不測の事態が生じた場合、または市場動乱やシステム混乱等を含め不測の地政学的リスクが顕在化したことにより商品属性における所定の原則が維持できない場合には、組入れる「T O P I X業種別指数参照債」の発行者の計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバアービトラージ（BNP Paribas Arbitrage）の指定する方法により対応します。
5. 主要投資対象とする「T O P I X業種別指数参照債」は、当該債券の残存期間中における一部売却に関しては、当該債券の値付業者等が当該債券を実勢価格にて買い取るにより流動性が確保されています。
6. T O P I X銀行業指数、T O P I X輸送用機器指数およびT O P I X情報・通信業指数は、東京証券取引所の知的財産であり、これらの指数の算出、数値の公表または利用等、当該指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、当該3指数に関する数値算出または公表方法の修正や変更に加え、当該3指数の算出や公表の停止、当該3指数の商標の変更または使用停止等を行う権利を有しています。東京証券取引所は、この投資信託の設定または運用に起因するいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。

d. 銘柄選定の方針

当ファンドの目的は、受益者に対して、中長期的に一定の条件のもとで元本を確保することを目指しつつ、T O P I X銀行業指数、T O P I X輸送用機器指数、T O P I X情報・通信業指数に関する中長期的な上昇局面を反映した収益分配金を定期的に獲得する機会を提供することですが、それを達成するために、当該3指数のいずれかの水準により利子および償還価格が変動する社債である「T O P I X業種別指数参照債」に投資するものとします。

（２）【投資対象】

- a. この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - ③ 金銭債権
 - ④ 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - ① 為替手形
- b. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

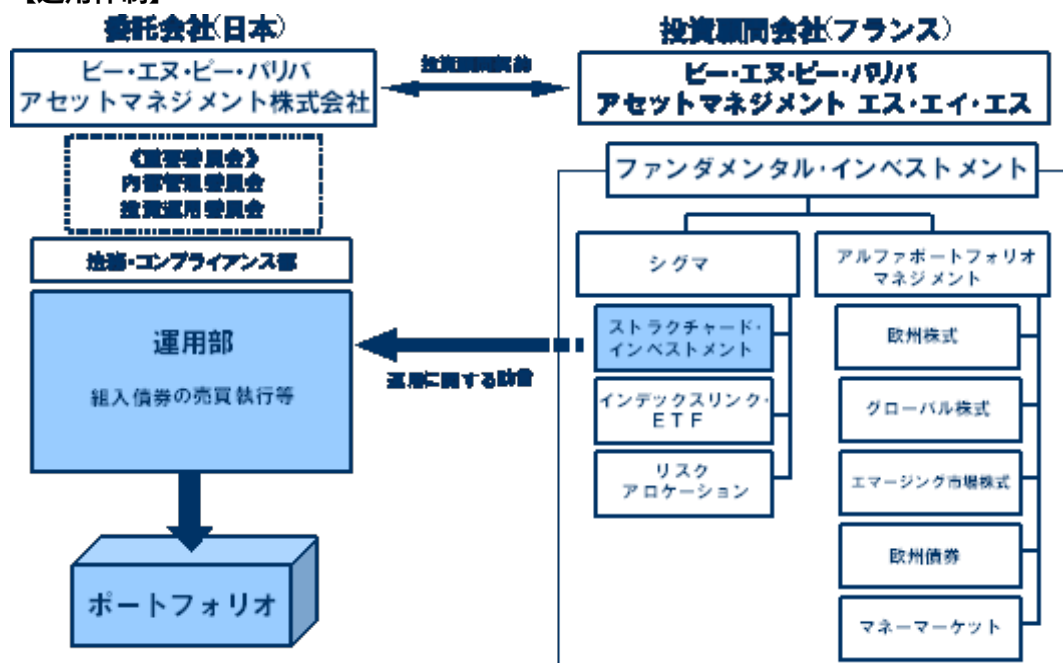
証券に限ります。)

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するもの、および14の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13の証券および14の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

- c. 委託会社は、信託金を、b.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- d. 上記b.にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、c.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】



※ 運用体制等は2009年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用部（10名程度）

当ファンドで組入れる「TOPIX業種別指数参照債」の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行います。

投資運用委員会（5名程度）

原則として月1回および随時に開催し、投資運用や法令遵守等の状況について報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会（5名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、内部管理手順およびコンプライアンスシステムの実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス部（2名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

ビー・エヌ・ピー・パリバ グループ^(※)では、投資家の保護を第一の目的として、組織的犯罪を防ぐべく、厳格な倫理規定を設けております。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスでは、グループの規定に加えて、フランス投資信託および金融資産運用会社向け倫理規定、インサイダー取引防止策、個人口座での取引制限等に関する社内規定の遵守が義務付けられています。（2009年3月末現在）

(※) ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの概要（2009年3月末現在）

ビー・エヌ・ピー・パリバは、2000年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付けは、S & PではA A格、ムーディーズではA a 1格となっております。

委託会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門における日本の現地法人として1998年11月に設立されました。投資信託をはじめ、金融機関、年金基金などの資金を幅広く運用しています。投資顧問会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスはビー・エヌ・ピー・パリバの資産運用部門におけるフランスの本拠点であり、リスク限定型・軽減型ファンドに加え、株式ファンド、債券ファンド、マネーマーケットファンドなどの様々なファンドの運用を行っています。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメントの格付けは、フィッチ・レーティングスでM 2 +格となっています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

(4) 【分配方針】

毎月決算のうち年4回の決算日（2月8日、5月8日、8月8日および11月8日。休業日の場合は翌営業日。）に原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子等収益のいずれか多い額とします。
- ② 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益（収益分配に充てず投資信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

- ① 外貨建資産への投資制限（信託約款）
外貨建資産への投資は行いません。
- ② 投資する株式等の範囲（信託約款）
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ③ 株式への投資制限（信託約款）
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 同一銘柄の株式への投資制限（信託約款）
委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款）
委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（株式への転換はしないものとします。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(a)および(b)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ⑦ 有価証券の空売りの指図範囲（信託約款）
信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または⑦の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ⑧ 有価証券の借入れ（信託約款）
有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ⑨ 資金の借入れ（信託約款）
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑩ 有価証券の集中投資（信託約款）
原則として、特定の債券（T O P I X業種別指数参照債）に主に投資し、当該債券を高位に組入れます。
- ⑪ デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ⑫ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、リスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって換金時に投資元本を下回ることがあります。また、収益や投資利回り等は未確定の商品です。

当ファンドは、社債など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動き、組入れた有価証券の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）の信用状況の変化などの影響により、基準価額は大幅に変動します。

したがって、当ファンドは金融機関の預金商品、金融債、一部の債券、および一部の保険契約とは異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 運用に関するリスク

① 価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする「T O P I X業種別指数参照債」は、「T O P I X銀行業指数」、「T O P I X輸送用機器指数」または「T O P I X情報・通信業指数」および金利の変動等により、価格が下落する場合があります。それにより、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

「T O P I X業種別指数参照債」の償還価格によっては、満期償還時に投資元本を下回る可能性があります。なお、当ファンドの性格から、「T O P I X銀行業指数」、「T O P I X輸送用機器指数」または「T O P I X情報・通信業指数」が上昇となった場合でも、上昇メリットを享受できるケースが限定されていることにご留意下さい。

② 信用リスク

当ファンドには、主要投資対象とする「T O P I X業種別指数参照債」の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）が倒産およびその他の理由により当該債券の利子または償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスクがあります。デフォルトが生じたとき、またはデフォルトが生じる可能性が高まった場合等には、当該債券の価格は大きく下落したり、償還金が支払われなくなる可能性があることから、投資元本を下回る可能性や、目指す運用が行えないことがあります。

③ 銘柄集中投資によるリスク

当ファンドは、原則として「T O P I X業種別指数参照債」を高位に組入れます。原則として設定時に一度組入れた銘柄を償還時まで継続保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券の基準価額へ及ぼす影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、信託設定後、約一週間後に「T O P I X業種別指数参照債」が発行されることから、参照する3つの指数の動向によっては、評価額が発行直後に変動し、基準価額に影響を与えることがあります。

④ 参照する指数の継続性等のリスク

当ファンドが参照する「T O P I X銀行業指数」、「T O P I X輸送用機器指数」および「T O P I X情報・通信業指数」は、東京証券取引所が発表する「時価総額加重型」の業種別株価指数ですが、株式市場自体の変化等により、その指標性の消失や指標自体の消滅が起こる場合があります。その場合、当ファンドは「T O P I X業種別指数参照債」を売却し、安定運用に切り替えることがあるため、目指す運用が行えない場合があります。

⑤ 参照する指数の銘柄構成入替えのリスク

参照する指数の銘柄構成変更、株式市場自体の変化により、参照する指数の指標性や価格変動性など大きく変化した場合、基準価額に影響が及ぶ可能性があります。その場合でも、原則として、当ファンドの早期繰上償還および償還価額の決定方法に変更はありません。

⑥ 当ファンドが投資する特定の債券の利子および償還価格の計算等に係るリスク

T O P I Xの業種別指数に関し修正または変更が生じた場合、インデックスの消滅等の不測の事態が生じた場合、または市場動乱やシステム混乱等を含め不測の地政学的リスクが顕在化したことにより商品属性における所定の原則が維持できない場合には、当ファンドが投資する特定の債券の利子および償還価格の計算等は、当該債券の発行条件等に従って計算代理人の独自の判断により所与の原則によらず行われることから、当ファンドの目指す運用が行えない場合があります。

⑦ 法令、税制および会計基準等の変更に伴うリスク

当ファンドの目標とする収益分配額、繰上償還価額および満期償還価額は、2007年9月末現在における日本および当ファンドの運用に関連する他国の法令、税制（消費税率等を含みます。）および会計基準等に基づいて計算しています。したがって、将来、その関連する法令、税制および会計基準等が変更された場合、当ファンドの目標とする収益分配額、繰上償還価額および満期償還価額が達成できない可能性があります。

(2) 権利行使の制限・留意事項

① 権利行使の制限

1. 信託期間中、原則として毎月1日から8日（休業日の場合は翌営業日）に、販売会社にて換金のお申し出を受付けます。ただし、信託期間における最終受付日は、2009年10月8日とします。
2. いずれのお申し出も、換金受付最終日は毎決算日の8日（休業日の場合は翌営業日）とし、毎決算日の翌営業日を約定日とします。
3. 信託期間における2月、5月、8月および11月においては、各々の決算日に早期繰上償還の実現が確定した場合には、償還対応となるため、当該決算日の属する月の換金のお申し出は受け付けません。一方、早期繰上償還の実現が確定しない場合には、販売会社にて換金のお申し出を受付けます。

② 中途換金について

1. 換金の約定は、決算日の翌営業日の解約価額または買取価額が適用されるため、実勢での取引となり、投資元本を割り込むことがあります。
2. 当ファンドは、信託期間中の基準価額と当ファンドが参照する3つの業種別指数の連動性を追求するものではありません。
3. 換金時には、信託財産留保額として換金受付最終日の翌営業日の基準価額の1.0%が差し引かれます。
4. 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、換金のお申込みの受け付けが中止または取消しされる場合があります。

(3) その他投資信託に関する一般的なリスク

- ① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ② 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ③ 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市

場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

- ④ 証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(4) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は、預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託には、投資元本の保証はありません。
- ・投資信託は、保険契約ではありません。
- ・投資信託は、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は、委託会社が行います（ただし、外国投資信託の場合には管理会社が行います。）。
- ・投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。なお、外貨建ての投資信託については、上記に加え、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・投資信託には、購入、募集または換金時などに手数料がかかるものや、信託財産留保額が控除されるものがあります。
- ・信託報酬などの諸費用は、信託財産から支払われます。
- ・一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。

b. リスクの管理体制

運用部門では、当ファンドで組入れる「TOPIX業種別指数参照債」の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行います。

フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、コンプライアンス専任担当者を配置するなどのリスク管理体制が敷かれています。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、お申込価額（1万円×取得口数）に3.15%（税抜3.00%）を乗じた額を上限とします。詳細については、販売会社にお問合わせ下さい。

お申込手数料は消費税等相当額（5%）を含みます。

償還乗換優遇制度の適用はありません。

なお、当ファンドは募集期間（2007年10月22日～2007年10月26日）を終了しております。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 手数料はかかりません。

② 信託財産留保額…換金受付最終日の翌営業日の基準価額に1.0%を乗じて得た額が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に以下の率（年率）を乗じて得た額とします。なお、税法の改正が行われた場合に、以下の率を上限として信託報酬額を変更することがあります。

支払先内訳		信託報酬額
信託報酬の総額		信託元本総額に対して 0.903%（税抜0.860%）
配分	委託会社	0.420%（税抜0.400%）
	販売会社	0.420%（税抜0.400%）
	受託会社	0.063%（税抜0.060%）

② 信託報酬は、原則として、毎3計算期末に当該末日の受益権口数に対応する金額を、ならびに一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額を、信託財産中より支払われます。

③ 信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支払いのときに信託財産より支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

① 売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、先物取引ならびにオプション取引、外国における資産の保管料（カストディーフィー）等に要す

る費用についても信託財産が負担します。

② 諸経費

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、原則として毎3計算期末または信託終了のときに信託財産より支弁します。

- ※ その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや、投資対象ファンドの売買条件や運用資産の状況等により異なるものであるため、当該費用および費用全体の合計額（上限額等を含む）については、表示をすることができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2009年４月24日現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税**収益分配金について**

2011年12月31日まで	2012年１月１日以降
収益分配金に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10％（所得税７％、地方税３％）が源泉徴収されます。	収益分配金に対して、20％（所得税15％、地方税５％）が源泉徴収されます。

◆ 当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。

※ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

※ 2010年１月１日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

一部解約金、買取代金、償還金について

2011年12月31日まで	2012年１月１日以降
解約価額、買取価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特別措置として、軽減税率10％（所得税７％、地方税３％）の申告分離課税が適用されます。	解約価額、買取価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20％（所得税15％、地方税５％）の申告分離課税が適用されます。

※ 買取の場合、顧客の買取請求に基づき販売会社が顧客から買取った受益権を直ちに解約請求したことにより支払を受ける解約益については、一定の要件のもとで、源泉徴収額相当が免除されます。

※ 2009年１月１日以後の一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、配当所得と損益通算を行うことができます。

※ 2010年１月１日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

●法人受益者に対する課税**収益分配金について**

2011年12月31日まで	2012年１月１日以降
収益分配金に対し、軽減税率７％(所得税)が源泉徴収されます。	収益分配金に対して、15%(所得税)が源泉徴収されます。

一部解約金、償還金について

2011年12月31日まで	2012年１月１日以降
解約価額または償還価額の元本超過額に対し、軽減税率７％(所得税)が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の元本超過額に対して、15%(所得税)が源泉徴収されます。

買取代金について

買取価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）については、法人課税の適用となります。

※ 顧客の買取請求に基づき販売会社が顧客から買取った受益権を直ちに解約請求したことにより支払を受ける解約益については、一定の要件のもとで、源泉徴収額相当が免除されます。

◆ 当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。

◆ 益金不算入制度は当ファンドには適用されません。

●元本について

当ファンドの受益者の元本は１口あたり１万円です。（お申込手数料および消費税等相当額は含みません。）

※ 詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※ 今後、税法の改正が行われた場合には、変更になる可能性があります。また詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】（2009年３月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	オランダ	664,145,000	99.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,045,022	0.31
合計(純資産総額)		666,190,022	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】（2009年３月末現在）**①【投資有価証券の主要銘柄】****<主要銘柄の明細>**

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価(円)		評価(円)		償還期限	投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額		
1	オランダ	社債券	BNP PARIBAS 2009/11/2	1,747,750,000	100.00	1,747,750,000	38.00	664,145,000	2009/11/2	99.69

（注）・評価単価および評価金額には、未収利息相当額が含まれています。

・投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

種 別	投資比率(%)
社 債 券	99.69
合 計	99.69

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および2009年3月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	（第1期末） 2007年 12月10日	2,212,062,812	2,212,062,812	9,675	9,675
	（第2期末） 2008年 1月8日	1,930,872,982	1,930,872,982	8,445	8,445
	（第3期末） 2月8日	1,570,772,628	1,757,754,753	6,931	7,756
第2特定期間	（第4期末） 3月10日	1,368,351,576	1,368,351,576	6,228	6,228
	（第5期末） 4月8日	1,418,255,236	1,418,255,236	6,456	6,456
	（第6期末） 5月8日	1,549,825,499	1,549,825,499	7,054	7,054
	（第7期末） 6月9日	1,588,899,137	1,588,899,137	7,305	7,305
	（第8期末） 7月8日	1,408,809,664	1,408,809,664	6,642	6,642
	（第9期末） 8月8日	1,349,032,940	1,349,032,940	6,400	6,400
	（第10期末） 9月8日	1,311,140,006	1,311,140,006	6,306	6,306
第3特定期間	（第11期末） 10月8日	891,415,914	891,415,914	4,310	4,310
	（第12期末） 11月10日	820,229,425	820,229,425	4,092	4,092
	（第13期末） 12月8日	609,516,067	609,516,067	3,187	3,187
	（第14期末） 2009年 1月8日	721,457,536	721,457,536	3,898	3,898
	（第15期末） 2月9日	656,245,749	656,245,749	3,671	3,671
	（第16期末） 3月9日	587,855,690	587,855,690	3,339	3,339
2008年 3月末		1,355,859,818	—	6,172	—
4月末		1,524,558,430	—	6,939	—
5月末		1,599,666,443	—	7,355	—
6月末		1,429,384,002	—	6,739	—
7月末		1,403,202,935	—	6,657	—
8月末		1,335,364,587	—	6,422	—
9月末		1,162,564,553	—	5,621	—
10月末		816,322,473	—	4,073	—
11月末		685,358,681	—	3,583	—
12月末		664,317,756	—	3,589	—
2009年 1月末		636,672,290	—	3,561	—
2月末		641,297,285	—	3,642	—
3月末		666,190,022	—	3,812	—

（注）基準価額は1口当たり

②【分配の推移】

特定期間	計算期間			分配金（円）
第1特定期間	第1期	自 2007年 10月29日	至 2007年 12月10日	0
	第2期	自 2007年 12月11日	至 2008年 1月 8日	0
	第3期	自 2008年 1月 9日	至 2008年 2月 8日	825
第2特定期間	第4期	自 2008年 2月 9日	至 2008年 3月10日	0
	第5期	自 2008年 3月11日	至 2008年 4月 8日	0
	第6期	自 2008年 4月 9日	至 2008年 5月 8日	0
	第7期	自 2008年 5月 9日	至 2008年 6月 9日	0
	第8期	自 2008年 6月10日	至 2008年 7月 8日	0
	第9期	自 2008年 7月 9日	至 2008年 8月 8日	0
	第10期	自 2008年 8月 9日	至 2008年 9月 8日	0
第3特定期間	第11期	自 2008年 9月 9日	至 2008年 10月 8日	0
	第12期	自 2008年 10月 9日	至 2008年 11月10日	0
	第13期	自 2008年 11月11日	至 2008年 12月 8日	0
	第14期	自 2008年 12月 9日	至 2009年 1月 8日	0
	第15期	自 2009年 1月 9日	至 2009年 2月 9日	0
	第16期	自 2009年 2月10日	至 2009年 3月 9日	0

（注）分配金は1口当たり

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間			収益率（%）
第1特定期間	第1期	自 2007年 10月29日	至 2007年 12月10日	△3.3
	第2期	自 2007年 12月11日	至 2008年 1月 8日	△12.7
	第3期	自 2008年 1月 9日	至 2008年 2月 8日	△8.2
第2特定期間	第4期	自 2008年 2月 9日	至 2008年 3月10日	△10.1
	第5期	自 2008年 3月11日	至 2008年 4月 8日	3.7
	第6期	自 2008年 4月 9日	至 2008年 5月 8日	9.3
	第7期	自 2008年 5月 9日	至 2008年 6月 9日	3.6
	第8期	自 2008年 6月10日	至 2008年 7月 8日	△9.1
	第9期	自 2008年 7月 9日	至 2008年 8月 8日	△3.6
	第10期	自 2008年 8月 9日	至 2008年 9月 8日	△1.5
第3特定期間	第11期	自 2008年 9月 9日	至 2008年 10月 8日	△31.7
	第12期	自 2008年 10月 9日	至 2008年 11月10日	△5.1
	第13期	自 2008年 11月11日	至 2008年 12月 8日	△22.1
	第14期	自 2008年 12月 9日	至 2009年 1月 8日	22.3
	第15期	自 2009年 1月 9日	至 2009年 2月 9日	△5.8
	第16期	自 2009年 2月10日	至 2009年 3月 9日	△9.0

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2007年10月29日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- 1) お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。
- 2) お申込みの受付けは、募集期間（2007年10月22日～2007年10月26日）の毎営業日午後3時（半休日の場合は午前11時）までとなります。
- 3) お申込単位は、100口以上1口単位（お申込価額は1口当たり1万円）です。
- 4) お申込手数料は3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率をお申込価額に乗じて得た額とします。
 - ※ 当該手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれています。
 - ※ 詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。
- 5) なお、当ファンドは募集期間（2007年10月22日～2007年10月26日）を終了しております。

2【換金（解約）手続等】

換金の方法には、解約請求と買取請求があります。

●解約請求について

- 1) 中途解約のお申込みは、販売会社にて行っていただきます。
- 2) 受益者は、信託期間中、原則として、毎月1日から8日（休業日の場合には翌営業日）を換金申込日として、1口単位で、中途解約の請求をすることができます。
- 3) 中途解約の請求の受付けは、毎月8日（休業日の場合には翌営業日）を換金受付最終日とし、午後3時（半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは受け付けません。
- 4) 解約価額は、当該換金受付最終日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に1.0%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。解約価額は、販売会社にお問合わせ下さい。また、以下にお問合わせすることもできます。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

- 5) 委託会社は、取引所における取引の停止、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、解約請求の受け付けを中止または取消しすることがあります。
- 6) 解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の、2)に規定する最初の換金申込日を解約請求の受付日として、4)の規定に準じて計算された価額とします。
- 7) 解約金は、原則として、換金受付最終日から起算して7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

●買取請求について

- 1) 買取請求は、販売会社にて行っていただきます。
- 2) 受益者は、信託期間中、原則として、毎月1日から8日（休業日の場合には翌営業日）を換金申込日として、1口単位で、買取りの請求をすることができます。
- 3) 毎月8日（休業日の場合には翌営業日）を換金受付最終日とし、受益権の買取価額は、換金受付最終日の翌営業日の基準価額に1.0%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額から、当該買取りに関して買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします。
- 4) 販売会社は、取引所における取引の停止、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、買取りを中止することができるものとします。
- 5) 前述の規定により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の、2)に規定する最初の換金申込日に買取請求を受け付けたものとして、3)の規定に準じて計算された価額とします。

※当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該

口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日計算されます。
- ・ 主として投資を行う公社債については、原則として、基準価額の計算日における以下のいずれかの価額で評価します。
 - ◆ 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）
 - ◆ 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）
 - ◆ 価格情報会社の提供する価額
- ・ 日々の基準価額は、販売会社または下記までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として、毎週木曜日の基準価額が、毎週土曜日の日本経済新聞にも掲載される予定です。（掲載名「業種参照0710」）

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2007年10月29日から2009年11月9日までとします。ただし、下記(5)1)により、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日（休業日の場合は翌営業日）までとします。なお、各計算期間の末日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

1) 信託契約の解約（繰上償還）

- 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- (1) 信託期間における支払い収益分配金と償還時の収益分配金相当額との合計金額が、1口につき、1,000円（税前）以上となった場合、当該決算期日をもって、早期繰上げ償還となります。
- (2) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- (3) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この限りではありません。
- (4) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合で、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

- 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

- ① 委託会社は、上記について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ② 書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③ 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ④ ①から③までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

2) 委託会社の事業の譲渡および継承に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 運用報告書の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、運用報告書（償還の場合は償還報告書）を作成し受益者に交付します。第1回目の作成は、第3期決算日終了後（2008年2月）とし、以後6ヵ月毎（2月および8月）に作成し交付します。

4) 信託約款の変更

- 以下の事由の場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、当ファンドは信託約款を変更することがあります。

- (1) 委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
- (2) 委託会社が、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするとき。

●重要な内容についての変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ ②から⑤までは、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から⑥にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

5) 関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社：

「募集・販売の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づいての募集の取扱い等を委託しています。当該契約の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

○投資顧問会社：

投資顧問契約に基づき、運用に関する助言等を受けています。当該契約では、

- ・ (i) 90日以前に書面で投資アドバイザーに通知する (ii) 投資アドバイザーが当該契約上の義務に実質的に違反し修復が可能でマネジャーから要請を受け14日以内に修復できなかった場合、もしくは(iii)信託契約が解約される場合は、いつでも書面で投資アドバイザーに通知することによりマネジャーは、投資アドバイザーの指名を解除することができます。
- ・ 投資アドバイザーは、90日以前に書面でマネジャーに通知することによって辞任することができます。
- ・ 権利義務は、どちらの当事者によっても相手の当事者の合意を得ない限り、譲渡することはできません。
- ・ 両当事者の書面による合意なくして、変更、停止無視、または中止することはできません。

6) 委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

- ① 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ② 収益分配金に対する権利
 - 1) 当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。
 - 2) 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
 - 3) 収益分配金の支払いは、販売会社にて行うものとします。
- ③ 償還金に対する権利
 - 1) 当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として償還日から起算して5営業日までにお支払いします。
 - 2) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
 - 3) 償還金の支払いは、販売会社にて行うものとします。
- ④ 受益権の解約請求権
 - 1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対する解約請求権を有します。権利行使に際しましては、前掲「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。
 - 2) 受取代金の支払いは、販売会社にて行うものとします。
- ⑤ 受益権の買取請求権
 - 1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に対する買取請求権を有します。権利行使に際しましては、前掲「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。
 - 2) 受取代金の支払いは、販売会社にて行うものとします。
- ⑥ 受益者集会は開催されません。
- ⑦ 反対者の買取請求権
信託契約の解約または上記の重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は1ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2特定期間（平成20年2月9日から平成20年8月8日まで）および第3特定期間（平成20年8月9日から平成21年2月9日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【TOPIX業種別指数参照デリバティブ投信0710】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2 特定期間末 (平成20年8月8日現在)	第3 特定期間末 (平成21年2月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,161,070	7,433,055
社債券	*2 1,346,430,700	*2 652,171,200
未収利息	74	10
その他未収収益	307,285	741,707
流動資産合計	1,353,899,129	660,345,972
資産合計	1,353,899,129	660,345,972
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	334,927	281,477
未払委託者報酬	4,465,637	3,753,121
その他未払費用	65,625	65,625
流動負債合計	4,866,189	4,100,223
負債合計	4,866,189	4,100,223
純資産の部		
元本等		
元本	*1 2,107,750,000	*1 1,787,750,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*3 △758,717,060	*3 △1,131,504,251
元本等合計	1,349,032,940	656,245,749
純資産合計	1,349,032,940	656,245,749
負債純資産合計	1,353,899,129	660,345,972

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２特定期間 自 平成20年２月９日 至 平成20年８月８日	第３特定期間 自 平成20年８月９日 至 平成21年２月９日
営業収益		
受取利息	10,341,285	9,105,763
有価証券売買等損益	*3 △112,980,520	*3 △561,438,200
その他収益	470,263	434,422
営業収益合計	△102,168,972	△551,898,015
営業費用		
受託者報酬	681,017	624,242
委託者報酬	*1 9,080,080	*1 8,323,284
その他費用	94,969	131,250
営業費用合計	9,856,066	9,078,776
営業利益又は営業損失（△）	△112,025,038	△560,976,791
経常利益又は経常損失（△）	△112,025,038	△560,976,791
当期純利益又は当期純損失（△）	△112,025,038	△560,976,791
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△695,677,372	△758,717,060
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,985,350	188,189,600
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,985,350	188,189,600
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	*2 —	*2 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△758,717,060	△1,131,504,251

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第2特定期間 (自 平成20年 2月 9日 至 平成20年 8月 8日)	第3特定期間 (自 平成20年 8月 9日 至 平成21年 2月 9日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	特定期間末日の取扱い 平成21年2月8日が休日のため、信託約款第35条により当特定期間末日を平成21年2月9日としております。 そのため、当特定期間は185日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2特定期間末 (平成20年8月8日現在)	第3特定期間末 (平成21年2月9日現在)
*1. (1) 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本及び元本残存率 設定年月日 平成19年10月29日 設定元本額 2,289,450,000円 期首元本額 2,266,450,000円 元本残存率 92.06359% (2) 特定期間末における受益権の総数 210,775口	*1. (1) 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本及び元本残存率 設定年月日 平成19年10月29日 設定元本額 2,289,450,000円 期首元本額 2,107,750,000円 元本残存率 78.08643% (2) 特定期間末における受益権の総数 178,775口
*2. 社債券には、未収利息相当額（332,610円）が含まれています。	*2. 社債券には、未収利息相当額（329,133円）が含まれています。
*3. 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、758,717,060円であります。	*3. 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,131,504,251円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2特定期間 (自 平成20年 2月 9日 至 平成20年 8月 8日)		
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額		
		539,203円
*2 分配金の計算過程(自 平成20年2月9日 至平成20年5月8日)		
平成20年5月8日における費用控除後の利息等収益3,707,773円（1口当たり16円）を分配対象額としておりますが、分配を行っておりません。		
当ファンドの利息等収益	A	5,348,098円
経費	B	1,640,325円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	3,707,773円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	219,695口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	219,695口
分配可能額	F (C×D/E)	3,707,773円
1口当たり分配可能額	G (F/D)	16円
1口当たり分配額	H	0円
収益分配金額	I (H×D)	0円
分配金の計算過程(自 平成20年5月9日 至平成20年8月8日)		
平成20年8月8日における費用控除後の利息等収益3,493,001円（1口当たり16円）を分配対象額としておりますが、分配を行っておりません。		
当ファンドの利息等収益	A	5,132,219円
経費	B	1,639,218円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	3,493,001円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	210,775口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	210,775口
分配可能額	F (C×D/E)	3,493,001円
1口当たり分配可能額	G (F/D)	16円
1口当たり分配額	H	0円
収益分配金額	I (H×D)	0円
*3 有価証券売買等損益には、受取利息相当額（332,610円）が含まれています。		

第3特定期間 (自 平成20年 8月 9日 至 平成21年 2月 9日)		
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額		
		309,560円
*2 分配金の計算過程(自 平成20年8月9日 至平成20年11月10日) 平成20年11月10日における費用控除後の利息等収益3,222,186円（1口当たり16円）を分配対象額としておりますが、分配を行っておりません。		
当ファンドの利息等収益	A	4,884,617円
経費	B	1,662,431円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	3,222,186円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	200,425口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	200,425口
分配可能額	F (C×D/E)	3,222,186円
1口当たり分配可能額	G (F/D)	16円
1口当たり分配額	H	0円
収益分配金額	I (H×D)	0円
分配金の計算過程(自 平成20年11月11日 至平成21年2月9日) 平成21年2月9日における費用控除後の利息等収益2,912,388円（1口当たり16円）を分配対象額としておりますが、分配を行っておりません。		
当ファンドの利息等収益	A	4,358,510円
経費	B	1,446,122円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	2,912,388円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	178,775口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	178,775口
分配可能額	F (C×D/E)	2,912,388円
1口当たり分配可能額	G (F/D)	16円
1口当たり分配額	H	0円
収益分配金額	I (H×D)	0円
*3 有価証券売買等損益には、受取利息相当額（329,133円）が含まれています。		

(有価証券に関する注記)

第2特定期間末（平成20年8月8日現在）

売買目的有価証券

種	類	貸借対照表計上額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
社	債	1,346,430,700	△ 761,319,300
合	計	1,346,430,700	△ 761,319,300

(注) 貸借対照表計上額には未収利息相当額（332,610円）が、当特定期間の損益に含まれた評価差額には受取利息相当額（332,610円）が、それぞれ含まれています。

第3特定期間末（平成21年2月9日現在）

売買目的有価証券

種	類	貸借対照表計上額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
社	債	652,171,200	△ 489,843,500
合	計	652,171,200	△ 489,843,500

(注) 貸借対照表計上額には未収利息相当額（329,133円）が、当特定期間の損益に含まれた評価差額には受取利息相当額（329,133円）が、それぞれ含まれています。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第2特定期間末 (平成20年8月8日現在)		第3特定期間末 (平成21年2月9日現在)	
一口当たり純資産額	6,400 円	一口当たり純資産額	3,671 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	BNP PARIBAS 2009/11/2	1,787,750,000	652,171,200	
社債券 小計		1,787,750,000	652,171,200	
合 計		1,787,750,000	652,171,200	

(注) 評価額には、未収利息相当額 (329,133円) が含まれています。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2009年3月末現在）

種類	金額／単位
I 資産総額	668,390,894円
II 負債総額	2,200,872円
III 純資産総額（I－II）	666,190,022円
IV 発行済口数	174,775口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3,812円

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

特定期間	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	第1期 自 2007年 10月29日 至 2007年 12月10日	228,945	300	228,645
	第2期 自 2007年 12月11日 至 2008年 1月 8日	—	—	228,645
	第3期 自 2008年 1月 9日 至 2008年 2月 8日	—	2,000	226,645
第2特定期間	第4期 自 2008年 2月 9日 至 2008年 3月10日	—	6,950	219,695
	第5期 自 2008年 3月11日 至 2008年 4月 8日	—	—	219,695
	第6期 自 2008年 4月 9日 至 2008年 5月 8日	—	—	219,695
	第7期 自 2008年 5月 9日 至 2008年 6月 9日	—	2,200	217,495
	第8期 自 2008年 6月10日 至 2008年 7月 8日	—	5,400	212,095
	第9期 自 2008年 7月 9日 至 2008年 8月 8日	—	1,320	210,775
	第10期 自 2008年 8月 9日 至 2008年 9月 8日	—	2,850	207,925
第3特定期間	第11期 自 2008年 9月 9日 至 2008年 10月 8日	—	1,100	206,825
	第12期 自 2008年 10月 9日 至 2008年 11月10日	—	6,400	200,425
	第13期 自 2008年 11月11日 至 2008年 12月 8日	—	9,150	191,275
	第14期 自 2008年 12月 9日 至 2009年 1月 8日	—	6,200	185,075
	第15期 自 2009年 1月 9日 至 2009年 2月 9日	—	6,300	178,775
第4特定期間	第16期 自 2009年 2月10日 至 2009年 3月 9日	—	2,700	176,075

（注1）本邦以外における設定、解約はありません。

（注2）第1期計算期間における設定口数（口）は、当初募集期間の当初設定口数です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成21年3月末現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 7,950株
発行済株式総数 4,500株
株式 記名式・額面 100,000円
平成12年5月10日に7,000万円の増資
平成12年12月26日に1億2,000万円の増資
平成13年9月26日に3,000万円の増資
平成13年11月30日に1億7,500万円の増資
平成14年9月27日に1億5,000万円の増資
平成17年3月30日に8億500万円の減資
平成17年3月30日に3億1,000万円の増資

b. 委託会社等の機構

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

- ① 運用部が独自に行う調査およびビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- ② 運用部のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- ④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

平成21年3月末現在、委託会社が運用するファンドは58ファンド（追加型株式投資信託19本、単位型株式投資信託10本、単位型公社債投資信託29本）であり、純資産総額の合計額は1,872億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。また、第11期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産	※3						
預金			690,164			269,742	
前払費用			25,958			6,515	
未収委託者報酬			345,529			858,329	
未収投資顧問料			123,021			357,680	
未収収益			15,932			37,412	
未収入金			8,469			1,673	
繰延税金資産				29,163			49,775
流動資産計			1,238,239	94.4		1,581,130	84.6
固定資産							
有形固定資産			29,195	2.2		104,229	5.6
建物	※1	25,580			100,859		
器具備品	※1	3,615			3,370		
無形固定資産			2,496	0.2		2,623	0.2
ソフトウェア	※2	1,371			1,499		
その他		1,124			1,124		
投資その他の資産			41,854	3.2		180,715	9.7
長期差入保証金		35,654			174,515		
投資有価証券		6,000			6,000		
その他		200			200		
固定資産計			73,546	5.6		287,568	15.4
資産合計			1,311,785	100.0		1,868,699	100.0

貸倒損失報告書（内部取引関係）

期別		第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)			
負債の部								
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
流動負債	※4	千円	千円	%	千円	千円	%	
預り金			26,812			26,579		
未払金			361,502			802,258		
未払手数料		292,647			702,198			
その他未払金		68,855			100,059			
未払費用			11,576			56,193		
賞与引当金			33,402			49,780		
役員賞与引当金			7,294			6,252		
未払法人税等			18,641			63,070		
前受収益			—			2,268		
流動負債計			459,229	35.0		1,006,403	53.9	
固定負債								
退職給付引当金			184,854			254,489		
役員退職慰労引当金			27,159			38,875		
固定負債計			212,013	16.2		293,365	15.7	
負債合計			671,242	51.2		1,299,768	69.6	
純資産の部								
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%	
資本金			450,000	34.3		450,000	24.0	
資本剰余金			37,200	2.8		37,200	2.0	
資本準備金		37,000			37,000			
その他資本剰余金		200			200			
利益剰余金			153,342	11.7		81,729	4.4	
利益準備金		75,500			75,500			
その他利益剰余金								
繰越利益剰余金		77,842			6,229			
株主資本合計			640,543	48.8		568,930	30.4	
純資産合計				640,543	48.8		568,930	30.4
負債・純資産合計				1,311,785	100.0		1,868,699	100.0

(2) 【損益計算書】

期別				第9期 自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日			第10期 自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日		
科目			注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	※1	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		1,739,268		3,459,393			
		投資顧問料		593,452		509,625			
		その他営業収益		76,315		93,783			
		営業収益計		2,409,036	100.0	4,062,803	100.0		
		営業費用							
		支払手数料		940,925		2,213,023			
		広告宣伝費		9,475		36,025			
		調査研究費		52,281		62,194			
		委託計算費		111,115		122,754			
		営業雑経費		63,066		94,503			
		印刷費		58,048		90,560			
		協会費		5,017		3,942			
		営業費用計		1,176,865	48.9	2,528,500	62.2		
		一般管理費							
		給料		591,094		792,823			
		役員報酬		77,301		86,495			
		給料・手当		417,330		540,700			
		賞与		96,462		165,627			
		業務委託費		90,720		121,598			
		交際費		3,029		7,745			
		旅費交通費		24,589		41,207			
		事業税		4,276		5,745			
		租税公課		5,409		578			
		不動産賃借料		106,276		157,806			
		賞与引当金繰入額		35,398		49,780			
		役員賞与引当金繰入額		5,298		6,252			
		退職金		66		141			
		退職給付費用		51,507		97,546			
		役員退職慰労引当金繰入額		10,545		6,998			
		固定資産減価償却費		16,467		30,338			
		諸経費		100,922		128,211			
		一般管理費計		1,045,600	43.4	1,446,774	35.6		
	営業利益				186,570	7.7		87,528	2.2
	営業外損益の部	営業外収益	※2	981 4			3,016 931		
					986	0.1		3,948	0.1
15						—			
	15	0.0	—	0.0					
経常利益				187,541	7.8		91,476	2.3	
特別損益の部	特別損失		15 8,000			115 —			
				8,015	0.3		115	0.0	
税引前当期純利益				179,525	7.5		91,361	2.3	
	法人税等	※3	88,780 — — 14,622			— 95,349 14,436 △20,612			
当期純利益				76,123	3.2		2,187	0.1	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第9期
自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

(単位：千円)

株主資本			
資本金	前期末残高		450,000
	当期変動額		—
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		37,000
	当期変動額		—
	当期末残高		37,000
その他資本剰余金	前期末残高		200
	当期変動額		—
	当期末残高		200
資本剰余金合計	前期末残高		37,200
	当期変動額		—
	当期末残高		37,200
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,500
	当期変動額		—
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		204,219
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益	△202,500 76,123
	当期末残高		77,842
利益剰余金合計	前期末残高		279,719
	当期変動額		△126,377
	当期末残高		153,342
株主資本合計	前期末残高		766,920
	当期変動額		△126,377
	当期末残高		640,543
純資産合計	前期末残高		766,920
	当期変動額		△126,377
	当期末残高		640,543

第10期
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	—
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	—
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	—
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	77,842
	当期変動額	△73,800
	当期末残高	2,187
		6,229
利益剰余金合計	前期末残高	153,342
	当期変動額	△71,613
	当期末残高	81,729
株主資本合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	△71,613
	当期末残高	568,930
純資産合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	△71,613
	当期末残高	568,930

重要な会計方針

期別 項目	第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (固定資産の耐用年数の変更) 一部の有形固定資産については、平成19年12月末までに予定している事務所移転計画に基づき、使用可能期間を合理的に見積もり、耐用年数を短縮しております。 この変更により一般管理費は11,700千円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は同額減少しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。
3. 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(2) 無形固定資産 同左 (1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計適用指針第8号）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は640,543千円であります。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 （平成19年3月31日現在）	第10期 （平成20年3月31日現在）								
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>35,272千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,662千円</td></tr> </table>	建物	35,272千円	器具備品	5,662千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>3,389千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>6,018千円</td></tr> </table>	建物	3,389千円	器具備品	6,018千円
建物	35,272千円								
器具備品	5,662千円								
建物	3,389千円								
器具備品	6,018千円								
＊2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>451千円</td></tr> </table>	ソフトウェア	451千円	＊2 —						
ソフトウェア	451千円								
＊3 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>651,605千円</td></tr> </table>	預金	651,605千円	＊3 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>219,378千円</td></tr> </table>	預金	219,378千円				
預金	651,605千円								
預金	219,378千円								
＊4 未払法人税等の内訳は以下の通りです。 <table> <tr> <td>法人税</td><td>10,929千円</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>4,993千円</td></tr> <tr> <td>住民税</td><td>2,718千円</td></tr> </table>	法人税	10,929千円	事業税	4,993千円	住民税	2,718千円	＊4 —		
法人税	10,929千円								
事業税	4,993千円								
住民税	2,718千円								

(損益計算書関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
＊1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 150,000千円以内 監査役 年額 6,000千円以内 ＊2 関係会社取引項目 受取利息 908千円 ＊3 法人税等88,780千円の内訳は、 法人税59,914千円、住民税13,351千円、事業税 15,513千円であります。	＊1 — ＊2 関係会社取引項目 受取利息 2,779千円 ＊3 —

(株主資本等変動計算書関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	—	—	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 株主総会	普通株式	202,500	45,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日

有価証券報告書（平成24年度）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	—	—	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

(リース取引関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	同 左

(有価証券関係)

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

(デリバティブ取引関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付債務	2. 退職給付債務
(1) 退職給付債務 184,854千円	(1) 退職給付債務 254,489千円
(2) 退職給付引当金 184,854千円	(2) 退職給付引当金 254,489千円
3. 退職給付費用	3. 退職給付費用
勤務費用 51,507千円	勤務費用 97,546千円

(税効果会計関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 75,216	退職給付引当金超過額 103,551
賞与引当金 13,592	賞与引当金 22,800
役員退職慰労引当金超過額 11,051	役員退職慰労引当金超過額 15,818
減価償却費超過額 6,081	未払費用 7,046
未払費用 2,270	事業税 5,419
事業税 2,015	その他 3,681
その他 183	繰延税金資産小計 158,318
繰延税金資産小計 110,409	評価性引当金 △108,542
評価性引当金 △81,246	繰延税金資産合計 49,775
繰延税金資産合計 29,163	繰延税金負債 —
繰延税金負債 —	繰延税金資産の純額 49,775
繰延税金資産の純額 29,163	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%
(調整)	(調整)
永久に損金に算入されない項目 11.04%	永久に損金に算入されない項目 21.45%
一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目 6.57%	一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目 26.32%
その他 △0.70%	過年度分法人税、住民税及び事業税 8.45%
税効果適用後の法人税等負担率 57.60%	その他 0.71%
	税効果適用後の法人税等負担率 97.61%

(関連当事者との取引)

第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,865 百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入 (注1)	651,605	預金	651,605

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社	Queen's road, Central, Hong Kong	808億円	証券業	無し	非常勤 役員 2名	業務委託 契約	サービス料 の支払い (注1)	90,720	未払金	24,640
							販社契約	代行手数料 の支払 (注2)	17,638	未払 手数料	4,172
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントエス・エイ・エス	5 Avenue Kleber, 75798 Paris, Cedex 16, France	59百万 ユーロ	投資 顧問業	無し	非常勤 役員 3名	投資助言契 約等の締結	投資顧問料 の受取 (注3)	192,368	未収投 資顧問 料	46,714
								サービス料 の受取 (注4)	45,925	未収収 益	9,614
								投資顧問料 の支払 (注5)	173,124	未払 手数料	123,326

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) サービス料の支払については業務委託契約書に提示された金額及びグループ会社間で合意した金額を支払っております。

(注2) 代行手数料の支払については代行手数料の配分に関する覚書に提示された料率を基礎として決定しています。

(注3) 投資顧問料の受取についてはファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

(注4) グループ会社に提供した役務に対して、グループ会社間で合意した金額を授受しております。

(注5) 投資顧問料の支払についてはファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,811 百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入 (注1)	219,378	預金	219,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産	142,342円	1株当たり純資産	126,428円
1株当たり当期純利益	16,916円	1株当たり当期純利益	486円
損益計算書上の当期純利益	76,123千円	損益計算書上の当期純利益	2,187千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	76,123千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	2,187千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当ありません。	該当ありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期 別		第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動資産			
預金			423,761
前払費用			26,918
未収入金			1,018
未収委託者報酬			852,687
未収運用受託報酬			50,072
未収投資助言報酬			154,981
未収収益			32,585
繰延税金資産			72,410
流動資産計			1,614,435
固定資産			
有形固定資産			110,977
建物	*1	106,557	
器具備品	*1	4,419	
無形固定資産			2,395
ソフトウェア		1,270	
その他		1,124	
投資その他の資産			182,915
長期差入保証金		176,715	
投資有価証券		6,000	
その他		200	
固定資産計			296,288
資産合計			1,910,724

期 別		第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
負 債 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動負債			
預り金			26,900
未払手数料			702,323
その他未払金			90,038
未払費用			44,294
未払法人税等			35,013
未払消費税等			20,275
前受収益			2,311
賞与引当金			151,682
役員賞与引当金			19,052
流動負債計			1,091,892
固定負債			
退職給付引当金			233,511
役員退職慰労引当金			38,875
固定負債計			272,386
負債合計			1,364,279
純 資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			37,200
資本準備金		37,000	
その他資本剰余金		200	
利益剰余金			59,245
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△ 16,255	
株主資本合計			546,444
純資産合計			546,444
負債・純資産合計			1,910,724

(2) 中間損益計算書

期 別		第11期中間会計期間 自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			1,978,217
運用受託報酬			93,435
投資助言報酬			100,270
その他営業収益			40,905
営業収益計			2,212,828
営業費用			
支払手数料			922,761
広告宣伝費			25,793
調査研究費			32,298
委託調査費			422,192
委託計算費			63,525
営業雑経費			51,791
印刷費		49,873	
協会費		1,918	
営業費用計			1,518,364
一般管理費			
給料			340,915
役員報酬		37,706	
給料・手当		303,147	
賞与		60	
業務委託費			54,804
交際費			1,988
旅費交通費			20,020
事業税			2,787
租税公課			966
不動産賃借料			103,167
賞与引当金繰入額			95,648
役員賞与引当金繰入額			19,052
退職給付費用			15,477
固定資産減価償却費			5,181
諸経費			48,335
一般管理費計			708,345
営業損			13,881
営業外収益			
受取利息			940
雑収入			831
営業外収益計			1,771
経常損			12,110
税引前中間純損			12,110
法人税、住民税及び事業税			33,010
法人税等調整額			△ 22,635
中間純損			22,485

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

期 別	第11期中間会計期間 自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日	
株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	22,485
繰越利益剰余金	当中間期変動額	剰余金の配当 中間純損失
		22,485
	当中間期末残高	△ 16,255
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当中間期変動額	△ 22,485
	当中間期末残高	59,245
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当中間期変動額	△ 22,485
	当中間期末残高	546,444
純資産合計	前期末残高	568,930
	当中間期変動額	△ 22,485
	当中間期末残高	546,444

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員への退職金支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
（中間貸借対照表） 前中間会計期間に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当中間会計期間より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。なお、前中間計算期間の「未収運用受託報酬」は62,867千円、「未収投資助言報酬」は151,807千円であります。 （中間損益計算書） 前中間会計期間において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」（前中間会計期間284,769千円）については、重要性が増したため、当中間会計期間より区分掲記しております。 前中間会計期間まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当中間会計期間より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。なお、前中間計算期間の「運用受託報酬」は146,493千円、「投資助言報酬」は110,869千円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	7,743千円
器具備品	6,617千円

（中間損益計算書関係）

（中間決算計算書関係）	
第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
＊1 減価償却実施額	
有形固定資産	4,953千円
無形固定資産	228千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項 普通株式 4,500株				
株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	4,500	-	-	4,500
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

第11期中間会計期末 (平成20年9月30日現在)
1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。
2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

(デリバティブ取引関係)

第11期中間会計期間 (平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
● 1株当たり純資産額	121,432円
● 1株当たり中間純損失	4,996円
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	22,485千円
普通株式に係る中間純損失	22,485千円
普通株主に帰属しない金額	—
期中平均株式数	普通株式 4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名 称：住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：287,537百万円（平成20年9月末現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

- ・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額：51,000百万円（平成20年9月末現在）
- ・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名 称	②資本金の額 (平成20年9月末現在)	③事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。
- (2) 販売会社：販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出しております。

2008年8月18日 臨時報告書

2008年10月24日 有価証券報告書

2008年11月11日 臨時報告書

2008年11月12日 臨時報告書の訂正報告書

臨時報告書の訂正報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年10月8日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている、T O P I X業種別指数参照デリバティブ投信0710の平成20年2月9日から平成20年8月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O P I X業種別指数参照デリバティブ投信0710の平成20年8月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月8日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT O P I X業種別指数参照デリバティブ投信0710の平成20年8月9日から平成21年2月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O P I X業種別指数参照デリバティブ投信0710の平成21年2月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月22日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。